

児童相談所の開設について

1 要 旨

平成28年の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置することができるようになり、区は、住民にとって最も身近な基礎自治体として子どもや家庭への支援を強化するため、児童相談所開設に向けた準備を進めてきた。

一方、旧赤羽台東小学校跡地に整備予定の児童相談所等複合施設については、建築工事の入札不調により開設時期が遅延し、令和12年度中の開設を目指す方針とした。

この間、児童虐待件数は依然高い水準で推移し、東京都の一時保護所の定員超過が続くなど子どもを取り巻く環境は複雑化しており、子どもや家庭への支援強化を図るため、建築工事の入札不調以降に代替施設による早期の児童相談所開設について検討をしてきた。

このたび、今後遊休化する施設を活用した児童相談所の開設について一定の方向性がまとまったため報告する。

2 現 況（経過等）

平成30年12月	旧赤羽台東小学校施設跡地の利活用計画策定
令和2年7月	児童相談所等複合施設基本構想策定
令和3年12月	児童相談所等複合施設基本計画策定
令和6年2月	児童相談所等複合施設運営指針策定
3月	基本・実施設計完了
9月	建築工事入札不調（1回目）
12月	建築工事入札不調（2回目）
令和7年3月	修正設計完了
6月	建築工事入札不調（3回目）

3 内 容

- (1) 活用施設 旧特別養護老人ホーム浮間さくら荘（※1）
- (2) 所在地 浮間3-11-26
- (3) 延床面積 3,597㎡（地下1階～地上4階）（※2）

※1 現在、区立特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまびき荘大規模改修工事における仮移転先として使用されており、遊休化した後に改

修工事を行い児童相談所を開設する。

※2 児童相談所機能として、事務室、相談室、会議室、調理室、一時保護所の居室等を配置する。

4 今後の予定

	旧浮間さくら荘	複合施設
令和8年3月以降	地域住民説明等	
令和8年4月以降	設計着手	設計着手
令和8年度上半期	国や東京都と開設協議着手	
令和9年度上半期	改修工事着手	設計完了
令和9年度下半期	改修工事完了	建築工事着手
令和10年7月	児童相談所開設	
令和11年度下半期		竣工
令和12年度上半期	児童相談所移転	開設